2

本書は、ネットワーク労働大学が労働大学出版本書は、ネットワーク労働大学が労働大学出版として発行がの選手、バブル崩壊、金されました。旧版の発行から30年、バブル崩壊、金されました。一方には莫大な富の蓄積が、他方に変しました。一方には莫大な富の蓄積が、他方には労働者の非正規化、地位の著しい後退が進みました。本書では、この間の変化を追い、今日の実態と課題を具体的に浮き彫りにすることに努めました。本書では、ネットワーク労働大学が労働大学出版した。本書では、この間の変化を追い、今日の実態と課題を具体的に浮き彫りにすることに努めました。本書は、ネットワーク労働大学が労働大学出版と課題を具体的に浮き彫りにすることに努めました。

本文に入る前に強調しておきたいことは、すべ 本文に入る前に強調しておきたいことは、すべ をです。この社会は、途切れることのない労働で とです。この社会は、途切れることのない労働で とです。この社会は、途切れることのない労働で

下がり、 側は、 意思で、勝手に賃金が下げられたり、解雇された 新型コロナ禍は、行政改革の負の側面を浮き彫り 楽…ありとあらゆるものが、労働によって支えら 過去にも、 るギグワーカーと呼ばれる労働者も増えています。 バーイーツ配達員のような、労働者性が問題とな せん。近年、 です。今「人手不足」が騒がれていますが、雇う 低賃金で「辞めたくなる」のが多くの職場の実態 りします。解雇を待つまでもなく、長時間労働、超 れてきたのです。本末転倒と言わざるをえません。 にしました。この欠かせない労働が著しく軽視さ にかかわります。 なことになります。 れています。 せん。電気や水道、ガスが止まれば、それこそ命 この30年間に、労働者の大多数の賃金が大幅に 身から出た錆だということに気づいていま 長時間労働が蔓延しています。 団体交渉を申し入れた労働組合に対し 本文でも何回か紹介されているウー たった一日でも労働を止めると大変 公的医療や保健所機能に関して、 電車が止まれば身動きできま 使用者の

て、使用者側が、自分たちは「使用者」ではないて、使用者側が、自分たちは「使用者」ではないます。折しも本書の編集のと団体交渉を拒否した事例はありましたが、今回と団体交渉を拒否した事例はありましたが、今回て、使用者側が、自分たちは「使用者」ではないて、

政府や使用者は、この20~30年で、あまりにひうになりました。しかし、個々の使用者は「自分うになりました。しかし、個々の使用者は「自分った社会全体の生産、分配、消費のあり方に目をった社会全体の生産、分配、消費のあり方に目をに入っていると言えます。政府や使用者が、「何をに入っているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」ではなく、「何をしているか」で判断しなければなりません。

て、この社会を変えたいという思いから生まれまこのテキストは、本末転倒の社会に焦点を当て

についての確信も底流には流れています。という民主主義の思想が貫いています。また、労働者の闘いは負けることも多く、表面的には後退しているように見えても、必ず闘いが生まれ、最しているように見えても、必ず闘いが生まれ、労した。そして、労働者が社会の主人公であり、労した。

っています。
もとより、本書はすべての課題に応えるものでもとより、本書はすべての課題に応えるもので

者が責任を負うものです。 員で検討しましたが、その内容については各執筆員で検討しましたが、その内容については各執筆者全

第一章 はたらく者の権利

労働にはルールがある

5、臭いは、「分か会)をリーで、。 、、 、 でこの章のタイトルは「はたらく者の権利」です。労働者とはどういう存在か。

か」について整理しておきましょう。とか、「公務員だ」、「教員だ」とおっしゃる方がいとか、「公務員だ」、「教員だ」とおっしゃる方がいの本を読まれる方の中には、いや「私は社員だ」言い換えれば、「労働者の権利」です。しかし、こ言い換えれば、「労働者の権利」です。しかし、こ

ています。事業又は事業所に使用されるというこに使用される者で、賃金を支払われる者」とされ働者とは)職業の種類を問わず、事業又は事業所労働基準法(以下、労基法)第9条では、「(労

ということになります。生産手段から自由で、いつでも働ける自由な人、称して生産手段と言います)は持っていません。とは、自分では原料や、機械、工場・作業場(総

ただし、近年では、「事業又は事業所に使用され」ず、自ら生産手段を所有している人、つまり、労働者の第2の定義、「生産手段から自由」でないような労働者が生み出されています。プラットフォーム労働とか、ギグワーカーなどと呼ばれる労働者です(連合はこれを「曖昧な雇用関係」と総働者です(連合はこれを「曖昧な雇用関係」と総のしています)。新型コロナ感染症による外出規制ないる人たち、自宅でソフトウェア開発の一部を受託する労働者などがあげられます。

り労働者だ、ということになります。しかし、このような労働もウーバー運営のシステム、請負元のシステムとができません。この場合、請負元のシステムこそができません。この場合、請負元のシステムこそができません。このような労働もウーバー運営のシステム、請負元のシステムとのような労働もウーバー運営のシス

しょうか? 労働力調査(2021年11月)によしょうか? 労働力調査(2021年11月)によれば、15歳以上の人口は1億1028万人、そのうち役員を除く雇用者は5633万人います。こうち役員を除く雇用者の約63%)、非正規の職員・従業員が2087万人(同じく37%)となっています。これば、15歳以上の人口は1億1028万人、そのうち役員を除く雇用者の約63%)、非正規の職員・従業員が2087万人(同じく37%)となっています。こうちで日本には2021年6月時点で172年6万人とされる外国人労働者も含まれますによっています。雇用者の中には2021年6月時点で172万人とされる外国人労働者も含まれます(2027年10月15日出入国在留管理庁発表)。前述したプロストラン・デールによっているのでところで日本には労働者はどのくらいいるのでところが、15歳以上の人口は16年10月15日出入国在留管理庁発表)。前述したプロストラン・デールによっているのでところで日本には労働者はどのくらいいるのでところで日本には労働者はどのくらいいるのでところが、15歳以上の人口は16年11月)によった。

人に上るとされています。としてギグワークに従事している人だけで数百万としてギグワークに従事している人だけで数百万ませんが、ある人材仲介業者の調査によれば副業ラットフォーマーの数を調べた公式な統計はあり

●私たちは労働力商品を売っている

私たちが暮らし、働くこの資本主義社会ではあらゆるものが商品となり、売り買いされています。らゆるものが商品となり、売り買いされています。ただ、忘れてはならないことは、労働力という商品は本来商品にすることができない特殊ないう商品は本来商品ではない」と言っています(フィは、「労働は商品ではない」と言っています(フィは、「労働は商品ではない」と言っています。由の持つ矛盾(商品であって商品ではない)を表品の持つ矛盾(商品であって商品ではない)を表品の持つ矛盾(商品であって商品ではない)を表しているといえるでしょう。

売買され、売り手から買い手の手に移れば、その普通の商品、たとえばリンゴは、いったんそれがなぜ、労働力商品は特殊な商品なのでしょうか。

こか、労働力商品は違います。いくら労働力を面に捨てて踏みにじっても、買い手の自由です。っても、煮てもいいし、極端な場合、食べずに地消費過程では、買い手がこのリンゴをそのまま齧

しかし労働力商品は違います。いくら労働力を置ったからといって、その消費過程である労働過間ったからといって、その消費過程である労働過間ったからといって、その消費過程である労働過度の大側の生理的能力を超えて長時間、しかもを超せば死に至ることもあるでしょう。だから、を超せば死に至ることもあるでしょう。だから、変動力を売る場合には、一定の条件(制限)が必要であり、しかも、その条件はあらかじめ労働力を記し、これである。

加えないと私たち労働者は、資本の思いのままにック企業は数多く存在します。労働時間に制限をです。総額はいくらだ、と謳っていても、実際はこれは総額いくら、とされているだけでは不十分は、時間当たり賃金はいくらなのか、でしょう。 第一一定の条件とはどんなことでしょうか? 第一

はたらかされてしまいます。

下げることにつながる危険性があります。四章で触れられますが、1990年代後半に導入四章で触れられますが、1990年代後半に導入によらない賃金の支払い方法への変更は、結果とにて労働者の業務量を強い力を持つ資本家側が決して労働者の業務量を強い力を持つ資本家側が決によらない賃金の支払い方法への変更は、結果として労働者の業務量を強い力を持つ資本家側が決によった。

第二は、労働条件です。どんな仕事をするのか、 などが が動の場所(屋外なのか、 室内なのか、 を対した があるのか、 転勤がある場合はその 範囲など、 労働の場所(屋外なのか、 を内なのか、 を関目は何時 はどれだけあるのか、 の当に終わるのか、 体憩時間 はどれだけあるのか、 の当に終わるのか、 体憩時間 はどれだけあるのか、 を過いるのか、 を過いるのか、 を過いるのか、 を過いるのか、 を過いるのか、 を過いるのか、 を過いるのか、 を過じているのか、 を過いるのか、 を過じているのか、 をしているのか、 をしているのが、 をしているのか、 をしているのか、 をしているのか、 をしているのか、 をしているのか、 をしているのか、 をしているのか、 をしているのが、 をしているの

る」としています。これを受けて1947年「労他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定めは、第27条第1項で「賃金、就業時間、休息その日本の最高法規である日本国憲法(以下、憲法)

れ1959年、1972年に公布)。 生法は、労基法の条文から独立する形で、それぞ基法」が公布されます(最低賃金法、労働安全衛

いきましょう。 ら、その条項にそって何が定められているか見て ら、その条項にそって何が定められているか見て

●労基法のあらまし

労基法で定められた概要は、次頁表1のとおりですが、とくに、第1条(労働条件の原則)で、 「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみなすべきものでなければならない」としたうえで、「この法律で定める労働条件の 基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならないようにしましょう。

低限」を定め、これに違反する使用者を罰する、労基法は、前述の通り「(賃金・労働条件の)最

という強行規定をもっている法律です。戦後日本の労働者は、この法律をよりどころにしながら、「産業構造の転換」など、さまざまな口実のもと、資本が変形労働を導入し、たやすく首を切り、労働者をより柔軟に働かせようとする攻撃と闘ってきました。それは、後で紹介する労働基準を定める法律の制定を求める労働者の闘いの中で、資本の側がつねにその骨抜きを図ってきたことから明らかです。労働者はこれに抗して解雇反対、労働時間の短縮をもとめて闘ってきました。

手続の妥当性)、「無期雇用転換権」などが労働契たとえ有期雇用の労働者であっても、それが複数たとえ有期雇用の労働者であっても、それが複数に一定の制限を加えることが判例として確立し雇に一定の制限を加えることが判例として確立していきました。このような判例を踏まえて、「整理でいきました。このような判例を踏まえて、「整理力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇回避努力表務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇回避努力表務の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇回避努力表表の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇回避努力表表の履行、③被解雇者選定の合理性、④解雇